

令和8年度岡山県後期高齢者医療広域連合服薬相談事業業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度岡山県後期高齢者医療広域連合服薬相談事業業務委託（以下「服薬相談事業」という。）

2 業務の目的

岡山県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の被保険者のうち、重複多剤服薬及び併用禁忌等の疑いのある者を対象として、医薬品の適正使用を推進するとともに薬物有害事象の回避等を目的とする。

3 委託期間及び委託料の支払

- (1) 令和8年4月1日から令和9年3月31日までを委託期間とする。
- (2) 委託料の支払は、原則として委託業務完了後とする。
- (3) 各業務の作業等の詳細なスケジュールについては、別途協議を行う。

4 業務の内容及び方法

重複多剤服薬及び併用禁忌等の疑いのある者に服薬情報を送付し、岡山県医師会及び岡山県薬剤師会との連携・協力のもと、送付した服薬情報を医療機関及び薬局へ持参した被保険者に対し、処方内容を確認したうえで服薬指導及び減薬・残薬調整等に繋げる。

(1) 業務スケジュールの作成及び進捗管理等

受託者は業務スケジュールを作成し、決定したスケジュールに基づき業務を実施する。

なお、スケジュールの作成及び業務の実施にあたっては、十分なシミュレーションを行い、広域連合と緊密な連携をとること。また、業務の進捗管理や発生する課題の管理を行い、解決に必要な提案を行い、遅滞なく進行するよう努めること。

(2) 抽出基準

広域連合から令和7年度（令和7年4月診療分～令和8年3月診療分）の期間から必要なデータを提供し、当該データを利用して重複多剤服薬及び併用禁忌等の疑いのある者を任意で抽出する。

【参考】

- ①重複投薬：3か月連続で複数の医療機関から同一成分の薬剤の処方を受けており、処方日数の合計が60日以上の場合
 - ②多剤投薬：3か月連続で6種類以上の医薬品を14日以上処方されている場合
 - ③併用禁忌：3か月のうちに、複数の医療機関で薬剤が処方されており、その飲み合わせ等が禁忌及び慎重投与に該当する場合
- ※詳細な抽出条件は協議して決定する。

(3) 実施予定者数：約18,000人

5 業務の詳細

(1) 事業対象者の抽出及び対象者リストの作成

広域連合から提供するレセプトデータをもとに、事業対象者を抽出し、対象者リストを作成、電子媒体により提出する。

なお、抽出にあたっては対象者が異なる事象を複数抱えていることが多いため、あらゆる方向から検証したうえで対象者リスト等を提出すること。

※提供データ

令和7年4月診療分～令和8年3月診療分の期間で抽出に必要な期間のデータ

- ・医科 : 21_RECODEINFO_MED.CSV
- ・DPC : 22_RECODEINFO_DPC.CSV
- ・調剤 : 24_RECODEINFO_PHA.CSV

(2) 周知用ポスター（薬局向け事業案内文を含む）の作成及び薬局への送付

①作成枚数：約900枚 ※当広域連合への納品枚数含む

②仕様

(ア) ポスター：A2版片面1枚、カラー刷りで作成し、事業内容、フォント及び色等について、高齢者に伝わりやすいよう工夫すること。

(イ) 薬局向け事業案内文（依頼文）：事業案内の文書を作成すること。

※作成するポスター及び案内文等の文言やデザインについて、3回程度の校正ができること。

③送付先：広域連合から提供するリストに掲載されている薬局

※提供データ：保険調剤薬局一覧（岡山県薬剤師会会員）

(3) 服薬情報・事業案内・封筒の作成、封入封緘及び送付

①服薬情報

(ア) 表面：郵便番号、住所、氏名及びコールセンターの連絡先の記載すること。また、趣旨が対象者にわかりやすく、薬局での相談に繋がる内容とすること。

(イ) 裏面：服薬情報（医療機関名、調剤薬局名、薬剤名、数量、回数・日数、調剤日に加えて、同一成分又は類似薬の有無、後発医薬品の有無等）の記載をすること。

②事業案内：事業案内の文章を記載すること。

③封筒：宛名が見える窓空き封筒で開封しやすく、封入物が透けないものであること。また、広域連合が実施する事業であることが一目で分かるよう、表面にその旨を記載すること。その他、広域連合が指示する項目を印字すること。

※内容及びサイズ等については、協議のうえ決定し、文言やデザインについて、3回程度の校正ができること。

(4) コールセンターの設置

被保険者からの問い合わせに対応するため、服薬情報の送付後1か月間、コールセンターを設置すること。また、問い合わせ内容や対応について記録した報告

書を提出すること。

(5) 服薬相談結果の集計及び効果測定の報告

服薬情報を送付した被保険者が薬局等へ相談し、薬局等から広域連合へ報告のあった服薬相談結果を集計すること。また、服薬情報を送付した被保険者の服薬状況について、広域連合が提供する以下のレセプトデータと突合して効果を検証し、報告書を提出すること。

※提供データ

- ①薬局等から広域連合へ提出された服薬相談結果データ
- ②効果検証用レセプトデータ（令和8年9月診療分～令和8年11月診療分）
 - ・医科：21_RECODEINFO_MED.CSV
 - ・DPC：22_RECODEINFO_DPC.CSV
 - ・調剤：24_RECODEINFO_PHA.CSV

(6) その他協議のうえ決定する事項

上記以外で、本事業において有効な業務内容があれば、受託者が具体的な内容の案を提示し、広域連合の承認を得たうえで決定する。

6 対象者情報の印字

- (1) データ形式：CSV ファイル形式
- (2) フォント：KAJ0_J 明朝（日本加除出版「KAJ0_J 入力システム V7 後期高齢者
医療広域連合電算処理システム対応版」参照）
- (3) 文字コード：エンコード UTF-8
- (4) 外字：Windows の標準外字（当広域連合がコード化したもの）

7 業務責任者及び主任技術者の選任

委託業務の処理について、業務責任者及び主任技術者を定めるものとし、お互いに緊密な連絡を保って委託業務を実施すること。

8 業務処理計画書の提出

受託者は業務実施前に業務処理計画書を提出し、広域連合の承諾を得た後、業務を遂行するものとする。業務処理計画書には、事業着手日、事業完了予定日、業務責任者、主任技術者の氏名、納品物及びその他受託者が必要と思われる事項を記入すること。

9 協議・報告等

- (1) 受託者は必要に応じて広域連合と進捗状況、事務処理等を確認する協議を行うとともに、広域連合から求めがあった場合、遅滞なく協議に応じること。
- (2) その他、本業務を遂行するうえで疑義が生じた場合は、広域連合と受託者が協議のうえ、これを定める。

10 成果品及び納品方法

- (1) 事業対象者リスト：エクセルデータ
 - (2) 周知用ポスター：PDF データ
 - (3) コールセンター報告書（任意様式）：エクセルデータ
 - (4) 効果測定結果：エクセルデータ
- ※すべて電子媒体で納品すること。ただし、(2)については送付後、直ちに納品し、(3)及び(4)についてはA4カラー印刷したものを1部納品すること。

11 納入場所

成果物納入場所

〒700-0975 岡山県岡山市北区今二丁目2番1号
岡山県後期高齢者医療広域連合
業務課 保健事業・医療費適正化推進室
TEL：086-245-0090（音声案内→3番） / FAX：086-245-7277
Eメール：gyomu@kouiki-okayama.jp

12 成果品の利用及び著作権の特約

成果品は広域連合等が利用可能なことを前提としているため、下記の条件を満たすものであること。

- (1) 受託者は、広域連合等に対し、本業務で新たに作成した成果品に関するすべての著作権【著作権法（昭和45年法律第48号）第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に定める権利を含む】を譲渡すること。（イラスト等含む。）ただし、本業務内容等により別途協議が必要な場合は、この限りではない。
- (2) 広域連合等は、本業務の成果品の改変を行うことができるものとし、受託者は、本業務の成果品に関する著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

13 個人情報の保護

受託者は、本業務を遂行するために、広域連合と岡山県後期高齢者医療広域連合の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書を契約締結に合わせて締結すること。

また、委託業務終了後は、速やかにデータ廃棄に関する報告書を広域連合へ提出すること。

14 その他

- (1) この契約に関する費用は、仕様書に定められたもの以外は受託者の負担とする。
- (2) 本仕様に定める業務に係る実費経費は、原則として全て委託料に含めるものとする。

(案)

- (3) 契約後、本仕様に定めのないことについて疑義が生じた場合は、必要に応じて契約者双方が協議して定めるものとする。
- (4) 契約後、本仕様の内容を変更する必要が生じた場合は、契約者双方が協議して定めるものとする。